

令和6年度 唐津市旅行商品造成費用助成事業【要項】

第2版

第1版 令和5年12月1日

第2版 令和6年 4月1日

変更点は青文字

令和 6 年度 唐津市旅行商品造成費用助成事業 要項

唐津市内での宿泊を伴う募集型・受注型企画旅行商品を造成し、送客を行った旅行会社に対して事業費の範囲内で助成を行います。なお、本事業は唐津市から業務委託を受け実施しています。

1. 助成の対象者について

- (1) 旅行業登録を行っている国内旅行会社を対象者となります。旅行業登録をしたオンライン・トラベルエージェント、旅行サービス手配業登録をしたランド・オペレーターも含まれます。
- (2) 助成の対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは助成金を交付できません。
 - ア 暴力団、暴力団員
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 助成の条件について

- (1) 本要項の規定に従うことを条件とします。
- (2) 唐津市内で宿泊すること、且つ宿泊先は「旅館業法」に基づく営業許可を得た施設であることを条件とします。

但し、「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」までが対象で「下宿営業」は対象外とします。
- (3) 宿泊費は1人1泊あたり3千円(税込)以上であることを条件とします。
- (4) ツアー名称(商品名)に、「唐津」「からつ」「karatsu」が含まれていることを条件とします。
 - ※ 事前にパンフレット(チラシ)・HP掲載予定の原稿や行程表等で確認させていただきます。
 - ※ 宿泊施設名に含まれる「唐津」「からつ」「karatsu」の文字は対象外となります。
- (5) 募集型企画旅行の場合は、パンフレット(チラシ)を作成するか商品をHPに掲載することを条件とします。なお、実績報告書(様式4-1)提出の際に添付資料として必要となります。
- (6) 受注型企画旅行の場合は、企画書(見積り含む)及び行程表を作成することを条件とします。

※ 企画書（見積り含む）及び行程表は申請する時点で必ず添付してください。

※ 教育旅行関係（修学旅行やキャンプや合宿・大会等）は助成の対象外です。

- (7) 募集型・受注型を問わず、実績報告の際は、実績報告書（様式 4-1）に加え、宿泊証明書（様式 4-2）を提出することを条件とします。
- (8) 募集型・受注型を問わず、交通費助成を申請する場合は、実績報告書（様式 4-1）、宿泊証明書（様式 4-2）に加え、交通費内訳表（様式 4-3）も提出することを条件とします。
- (9) 募集型・受注型を問わず、政治的及び宗教的活動を目的としたものではないことを条件とします。

3. 助成の金額について

(1) 募集型企画旅行商品（旅行会社が自ら企画・造成し催行する商品）

1 人 1 泊当たり（1,500 円×延べ宿泊数）＋（交通費の半額（上限 15 万円））

但し、1 商品当り上限30万円、1 事業部署並びに 1 支店当り5商品以内（上限 150万円）

(2) 受注型企画旅行商品（企業や組織等から依頼を受け、旅行会社が企画・造成した商品）

1 人 1 泊当たり（1,500 円×延べ宿泊数）＋（交通費の半額（上限 15 万円））

但し、1 商品当り上限30万円、1 事業部署並びに 1 支店当り5商品以内（上限 150万円）

※ 1 事業部署並びに 1 支店当りの申請可能回数は、募集型で 5 商品、受注型で 5 商品の計 10 商品までとします。但し、申請状況によっては変更となる場合があります。

※ 宿泊助成は送客頂いた旅行会社の収入となりますが、交通費助成は、旅行商品価格の値下げ原資として旅行者の方々へ還元して頂きます。ここでいう交通費とは、貸切バス代金（ガイド含む乗務員経費は対象外、有料道路・航送料は対象）や航空・JR・フェリー等の代金を指します。

※ 宿泊助成のみの申請も可能です。（交通費の助成を申請しないもあり）

4. 旅行商品の助成対象期間について

令和6年4月1日～令和7年3月30日の間に催行された旅行商品で3月30日の宿泊分までが対象となります。但し、対象期間内であっても全体の事業費が上限に達した時点で終了となりますのでご注意ください。

5. 旅行商品の助成申請期間について

令和5年12月1日～令和7年3月29日までに申請された旅行商品が対象となります。なお、募集型は募集開始前に、受注型は出発日前日までに申請し受領されたものが対象となります。事後申請は認められませんのでご注意願います。但し、申請期間内であっても全体の事業費が

上限に達している場合がありますので、必ず申請書を提出する前に協会あて確認していただくようお願いいたします。

6. 助成金の申請について

- (1) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(様式1)並びに計画書(様式2)に必要事項を記入のうえ、必要資料を添付して唐津観光協会に提出し受付番号を受けることが必要です。
- (2) 申請した旅行商品の催行を中止する場合、または計画を変更する場合は、変更・取下申請書(様式3)を唐津観光協会に提出し、確認を受けることが必要です。
但し、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、事前に唐津観光協会へお問い合わせください。

7. 実績報告並びに助成金の交付について

- (1) 申請者は、対象となる旅行商品の催行が終了した日から30日以内もしくは、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式4-1)、宿泊証明書(様式4-2)、交通費内訳表(様式4-3)を提出してください。
*様式4-3は交通費の助成交付を受ける旅行会社のみ提出
- (2) 実績報告書を受けた場合、会長はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し確定通知書(様式5)を発送します。
- (3) 確定通知書を受け取った申請者は、すみやかに振込先を記載した請求書(各申請者の任意様式で可)を、[一般社団法人唐津観光協会会長宛](#)に提出してください。
*メールにPDFで添付する等、請求書の電子化も可とします
*請求書に公印(角印)の押印がなくとも可とします
- (4) 会長は、助成金の交付決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が虚偽の申請または報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることがあります。

8. 造成・販売についてのご注意

- (1) 対象となる旅行商品は、感染症対策を講じたうえで実施してください。
- (2) 申請した旅行商品の造成の進捗状況は、会長の指示により、随時報告を行ってください。